

第6章 重点的な 整備による推進

- 1 緑と水の環境整備重点地区 120
- 2 緑化重点地区 123

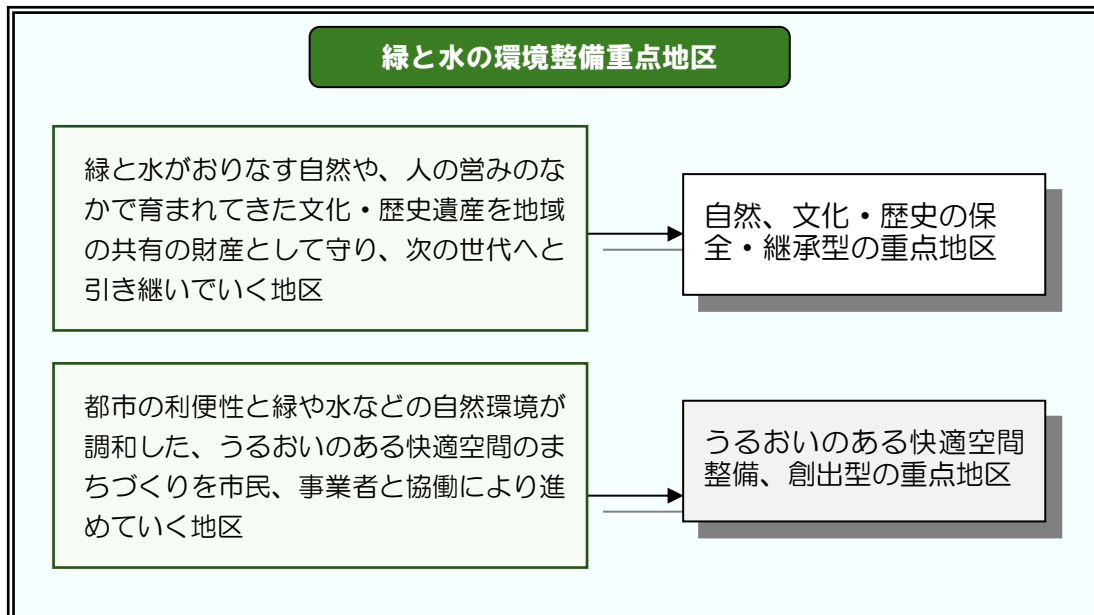
1 緑と水の環境整備重点地区

(1) 緑と水の環境整備重点地区による展開

「緑と水の公園都市」を実現していくうえでは、その具体的な実践例となるモデル地区を設定し、集中的に事業展開を図っていくことも必要です。「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」では、緑と水の環境整備を重点的に推進する必要がある地区を「緑と水の環境整備重点地区」に指定することができるとしています。この緑と水の環境整備重点地区の設定により、重点的な施策・事業の展開を図っていきます。

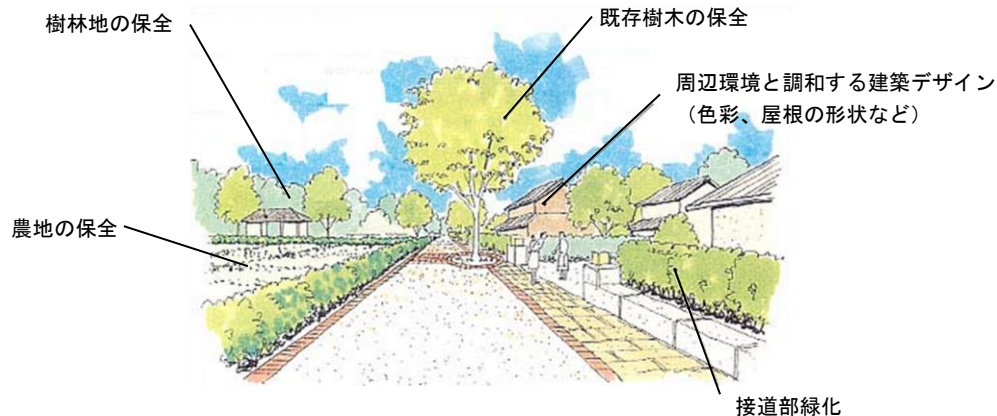
●「緑と水の環境整備重点地区」の指定の考え方

「緑と水の環境整備重点地区」は、本計画の基本方針に基づき、①自然や文化・歴史遺産を保全・継承していくために、緑と水の環境整備を重点的に講じる必要がある地区（保全・継承型の重点地区）、②都市の利便性と自然環境が調和した、うるおいのある快適空間を創出するために、緑と水の環境整備を重点的に講じる必要がある地区（整備・創出型の重点地区）を指定していきます。



また、「緑と水の環境整備重点地区」では、保全・創出、緑化・育成などの緑と水に関する施策を優先的に展開していくとともに、地区のテーマや課題に応じた施策を総合的かつ複合的に進めていきます。

- ①公園緑地の整備や公共施設の緑化・高品質化等の重点的な実施
- ②緑と水の保全や緑化推進に係る施策の重点的な展開
- ③緑と水に関する助成等の支援施策の拡充
- ④緑地協定等の締結の誘導



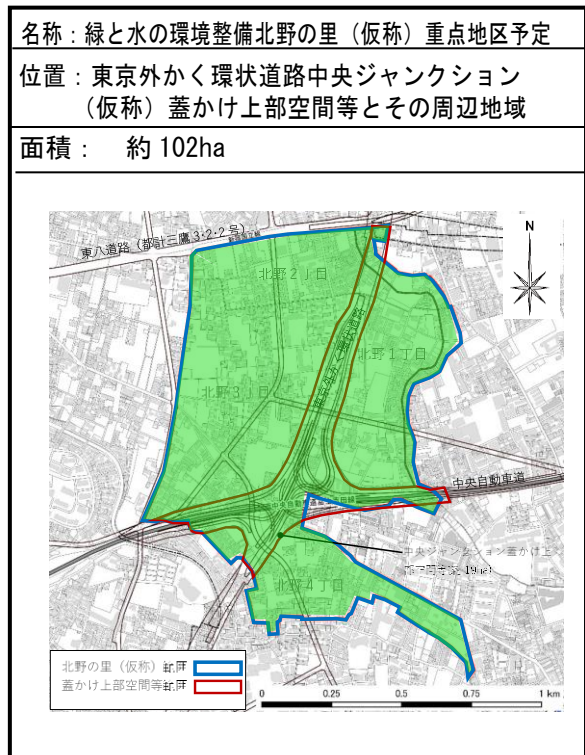
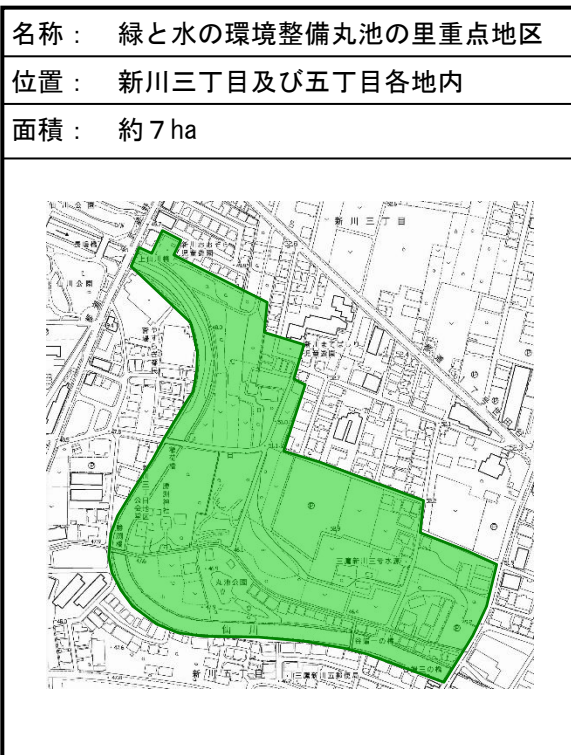
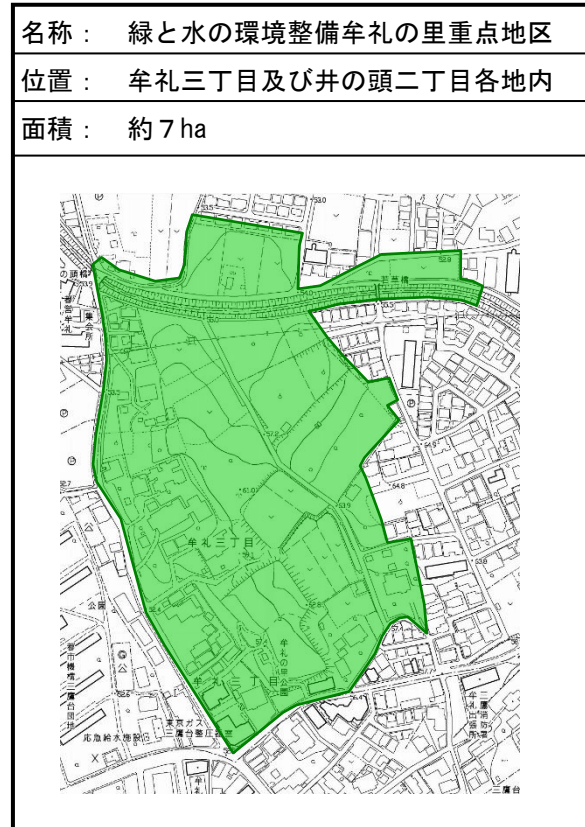
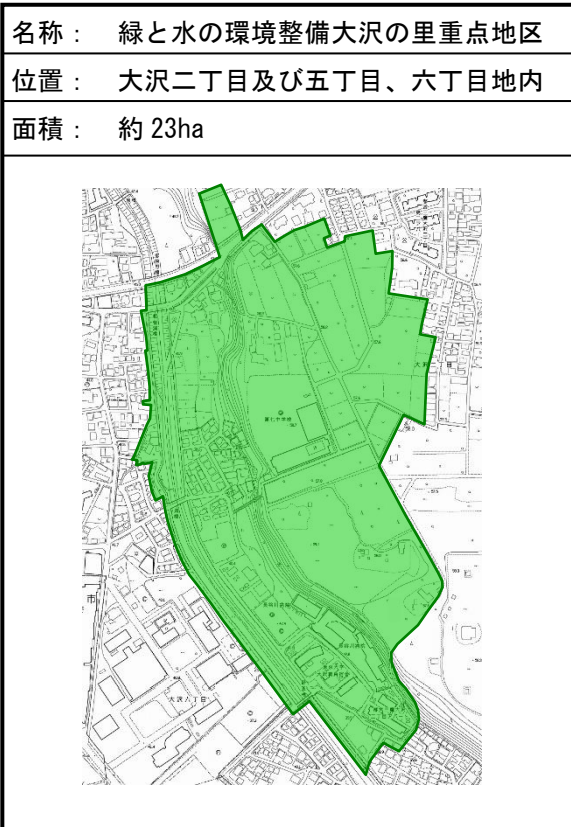
(2) 緑と水の環境整備重点地区の設定

緑と水の拠点であり、緑地や農地などの地域資源が豊かで、多くの人々が緑と水に親しむレクリエーションや市民活動の広域的な核である「ふれあいの里」を緑と水の環境整備重点地区に指定し、里における緑と水の保全・創出を重点的に進めていきます。

また、「緑と水の環境整備重点地区」を指定する地区としては、ふれあいの里のほか次のようなものが考えられます。今後、地域のまちづくりの進捗状況をみながら「緑と水の環境整備重点地区」の指定を進めていきます。

タイプ	指定地区のイメージ
保全・継承型 重点地区	ふれあいの里など、緑と水、文化・歴史遺産を一体的に保全・活用し、さらに育成していく必要がある地区
	地域の文化・歴史、湧水や三鷹の原風景を保全するために緑の保全や育成が必要とされる地区
整備・創出型 重点地区	市民の広場などの拠点となる施設を中心に、快適環境の整備、創出を図る地区
	密集した市街地など防災上の安全性の確保を図るまちの再構築にあわせて、緑と水の環境の整備、創出を図る地区
	土地利用の転換に伴う市民、事業者との協働によるまちづくりにより、緑と水の快適環境の整備、創出を図る地区
	緑や水に恵まれた住宅地において、今後も緑と水の快適環境を保全・育成していくことが求められる地区

■緑と水の環境整備重点地区

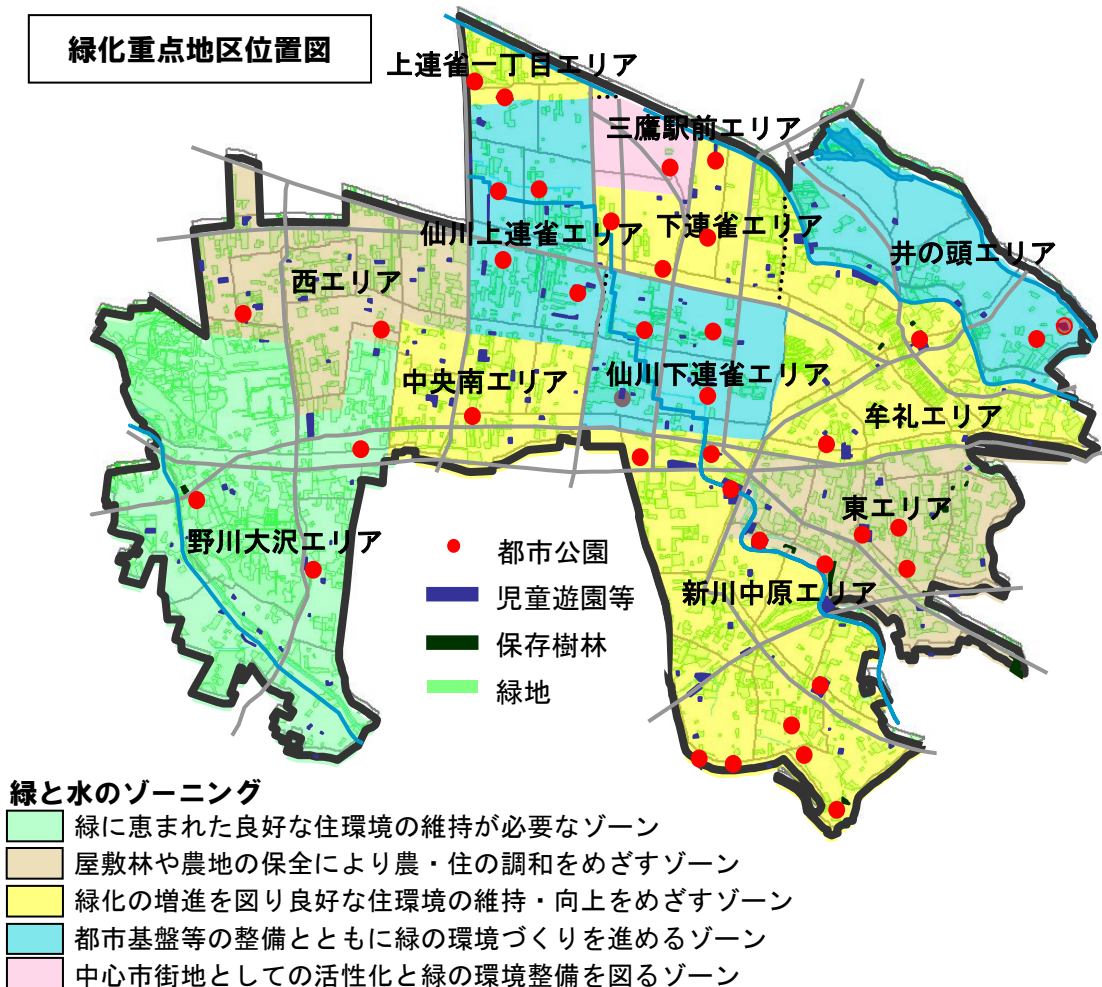


2 緑化重点地区

(1) 地域の特性に応じた施策の展開

市内でも地域によって土地利用や緑の状況は異なっています。効率的かつ効果的に事業や施策の成果を発揮していくためには、それぞれの特性に応じた施策の展開を図っていく必要があります。また、全市的にみると、緑は全ての地域で減少傾向にあるとともに、一人当たりの公園面積が多摩地区の市部平均を下回っているなど公園の整備状況も周辺と比べて低く、緑の保全・整備と緑化の総合的な展開が求められています。

そこで、市域全体を「都市緑地法」に基づく「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」に位置づけ、さらに、緑と水のゾーニングに応じてエリアを区分し地域の特性に配慮しながら、公園等の整備や緑の保全、緑化の推進を図っていきます。



【緑に恵まれた良好な住環境の維持が必要なゾーン】

◆野川大沢エリア（約 328 ha）

① 特性	・国際基督教大学や国立天文台などのまとまった緑が残り、市内で最も緑が多い。 ・野川や国分寺崖線など地区を特徴づける自然資源が存在している。 ・市内の樹林地・草地の多くが集中している。 ・緑の配置としては、国際基督教大学や国立天文台とその周辺の農地など、一団のまとまった規模の緑地として存在している。 ・生垣化率（生垣などの緑化された接道延長が、市内道路の接道延長に占める割合）の低い地域が多い。 ・小規模な公園が多く、また、500 m²以上の公園が身近に整備されていない地域がある。
②地区目標	豊かな緑や野川・湧水などの水環境の保全・活用を図り、自然と調和した良好な住環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・国分寺崖線やまとまりのある樹林地、野川の水辺や湧水などの水環境の保全と活用 ・営農への支援等による農地の保全と市民と農業との交流の場の創出 ・野川や湧水を活用しながらの身近なビオトープの整備 ・野川の自然性の向上など、河川環境の向上 ・市民に公開されたオープンスペースの確保 ・里山の保全・再生 ・天文台敷地北側ゾーンを都市の里山として保全、再整備 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹や河川緑化などの緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・拠点公園となる大沢の里公園の整備・保全の推進 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・青少年広場などの借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルート of 整備推進 ・天文台の森を次世代につなぐ北側ゾーンにおける学校を核とした新たな地域づくり

【屋敷林や農地の保全により農・住の調和をめざすゾーン】

◆西エリア（約 144 ha）

①特性	・緑の量としては、緑被率がやや市全体値を下回っている。 ・農地の割合が多く、樹林地は他地区と比較して低い。 ・緑の配置としては、農地がまとまって存在し、一団として相当の規模を有している。 ・公園数としては多いものの小規模な公園が多く、また、500 m²以上の公園が身近に整備されていない地域がある。 ・近年宅地化が進んでいる地域である。
②地区目標	農地や屋敷林などの樹林の保全を図り、農地と調和した良好な住環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹等の緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進

◆東エリア（約 151 ha）

①特性	・緑の量としては多く、野川大沢地区に次ぐ高い緑被率となっている。 ・農地の割合が多く、市内で最も多くの農地が存在している。 ・緑の配置としては、農地がまとまって存在し、一団として相当の規模を有している。また、仙川沿いには、良好な自然環境が残っている。 ・規模の大きい公園があることから、公園の総面積としては比較的恵まれているが、小規模なものも多く、500 m²以上の公園が身近に整備されていない地域がある。 ・東京外かく環状道路及び中央ジャンクション部（仮称）の整備がエリア内で計画されている。 ・借地公園が多い。
②地区目標	農地や屋敷林などの樹林の保全と仙川の水環境の保全・活用を図り、農地と調和した良好な住環境づくりを進める。 東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）による蓋かけ上部空間等を含む周辺地域を位置付けた「北野の里（仮称）」について「北野の里（仮称）まちづくり方針における当面の重点対応方針」などを踏まえながら、整備を進める。

③基本方針	○緑と水の保全 ・良好な屋敷林や北野ハピネスセンター周辺の緑と北野中央公園周辺の農地の保全 ・営農への支援等による農地の保全、市民と農業との交流の場の創出 ・仙川の河川環境の向上と湧水の保全、身近なビオトープの創出 ○北野の里（仮称）の整備 ・これまでの「ふれあいの里」の考え方に沿った整備の推進 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹や河川緑化などの緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・拠点公園となる丸池の里公園の整備の推進 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・借地公園の公有地化（北野公園、新川谷端児童公園） ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進
--------------	---

【緑化の推進を図り良好な住環境の維持・向上をめざすゾーン】

◆新川中原エリア（約 242 ha）	
①特性	・緑被率は、市全体値を下回っている。 ・野川大沢地区に次いで樹林地が多く、農地を中心に多様な緑が比較的多く残っている。 ・緑の配置としては、比較的地区全体にまんべんなく存在している。 ・規模の大きい公園があることから、公園の総面積としては比較的恵まれているが、なかには公園が不足している地域が存在している。 ・規模の大きな借地公園が存在している。
②地区目標	農地や公園などの緑と仙川の水環境が作りだす豊かな生活環境を保全しながら、住みよいまちづくりを進める。

③基本方針	○緑と水の保全 ・良好な樹林地や保全と営農への支援等による農地の保全 ・仙川の河川環境の向上と湧水の保全、身近なビオトープの創出 ○東京外かく環状道路事業に伴う緑地整備 ・東京外かく環状道路及び中央ジャンクション（仮称）の整備に伴う、蓋かけ上部空間等及びその周辺における緑の保全と整備の推進 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹や河川緑化などの緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ・環境センター跡地等における適切な利活用の検討と緑化の保全及び推進 ○公園等の整備 ・拠点公園となる丸池の里公園の整備の推進 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・新川あおやぎ公園などの借地公園の公有地化及び整備 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルート of 整備推進
--------------	---

◆中央南エリア（約 101 ha）

①特性	・緑被率は、市全体値を下回っている。 ・地区内の緑地は、農地の割合が多い。 ・緑の配置としては、一団の農地が数箇所存在している。 ・公園数は多いが規模が大きな公園が少なく、地区の公園面積は市全体値を下回っている。 ・都市公園は1箇所しかなく、地区の核となる公園が不足している。
②地区目標	地域の整備改善を図りながら、公園の充実や宅地の緑化を推進し、住宅地としての良好な環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹等の緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と地域の核となる公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進

◆牟礼エリア（約 170 ha）

①特性	・緑被率は、市全体値を下回っている。 ・地区内の緑地の約半分を農地が占めている。 ・玉川上水を軸に都立井の頭恩賜公園や玉川上水緑地のまとまった樹林地が存在している。 ・地区の公園面積は市全体値を下回っており、また、公園数が少なく、身近に整備されていない地域がある。 ・規模の大きな借地公園が存在している。
②地区目標	地域の整備改善を図りながら、公園の充実や宅地の緑化を推進するとともに、玉川上水を生かした住環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・玉川上水や樹林・屋敷林の保全 ・営農への支援等による農地の保全、市民と農業との交流の場の創出 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹等の緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・牟礼の里農園（仮称）の整備 ・拠点公園となる牟礼の里公園の拡張等の推進 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進

◆下連雀エリア（約 85 ha）

①特性	・緑被率は、市全体値を下回っている。 ・地区内の緑の多くが都立井の頭恩賜公園に緑地が集中している。また、小規模な樹林が比較的地区全体に点在していることが特徴的となっている。 ・都立井の頭恩賜公園以外に地区の核となる規模の公園がない。
②地区目標	良好な住環境を維持しながら、公園の充実や宅地の緑化を推進し、緑豊かな環境づくりを進める。

③基本方針	○緑と水の保全 ・玉川上水や点在する樹林の保全 ○緑化の推進 ・接道緑化及び屋上緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹等の緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と地域の核となる公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進
--------------	---

◆上連雀一丁目エリア（約 24 ha）

①特性	・緑被率は、ほぼ市全体値と同じである。 ・地区内の緑地は、農地の割合が多い。 ・緑の配置としては、地区南側に一団の農地があるほか、堀合遊歩道・玉川上水の樹木と農地が分散して存在している。 ・地区の一人当たりの公園面積は高く、規模の大きい都市公園がある。
②地区目標	農地の保全と良質な住環境を中心とした開発が調和するまちづくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・玉川上水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・街路樹等の緑の修景整備 ・開発等にあわせた緑化の推進 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・開発等にあわせた公園の確保 ・身近な公園の整備 ・回遊ルートの整備推進

【都市基盤の整備とともに緑の環境整備づくりを進めるゾーン】

◆仙川上連雀エリア（約 123 ha）

①特性	・緑被率は、市全体値を下回っている。 ・地区内の緑地は、農地の割合が多い。 ・緑の配置としては、地区南側に一団の農地が存在している。 ・生垣化率（生垣などの緑化された接道延長が、市内道路の接道延長に占める割合）が高い地域が多い。 ・地区の一人当たりの公園面積は、市全体値を上回っている。 ・公園数も多く、また、500㎡以上の公園も比較的整備されているが、これらが集中して存在しているため、身近な公園が不足している地域がある。
②地区目標	地区の防災性の向上と仙川の環境整備を図り、安全でうるおいのある住環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ・仙川の環境整備と水辺空間の創出 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・都市計画道路事業にあわせた街路樹の整備など緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と身近な公園の整備 ・仙川と一体となった公園の整備と水辺空間の創出 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進

◆仙川下連雀エリア（約 109 ha）

①特性	・緑被率は、三鷹駅前エリアに次いで低い値となっている。 ・地区内の緑地は、農地の割合が多い。 ・工場や事業所が集積し、緑地が存在しない地域がある。 ・公園数は多いが小規模なものが多く、地区の一人当たりの公園面積・都市公園面積が、市全体値より下回っている。また、地区の核となる公園が不足している。
②地区目標	住工が混在する地域の環境改善と仙川の環境整備を図り、住工が調和し、仙川の水を感じられる快適な住環境づくりを進める

③基本方針	○緑と水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ・仙川の環境整備と水辺空間の創出 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・工場や事業所における緑の確保 ・土地利用の転換にあわせた緑化の誘導 ・街路樹等の緑の修景整備 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と地域の核となる公園の整備 ・土地利用の転換にあわせた公園の確保 ・仙川の環境整備と一体となった公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進
--------------	---

◆井の頭エリア（約 135 ha）

①特性	・緑被率は、市全体値をやや下回っている。 ・都立井の頭恩賜公園や玉川上水、神田川など、緑と水の資源に恵まれた地区となっている。 ・地区内の緑は、公園や水辺に関するものが多く、その他としては地区東部を中心に農地が存在している。また、地区西部には、小規模な樹林が点在している。 ・広域公園となる都立井の頭恩賜公園があるものの市立公園は少なく、また、小規模公園がほとんどである。 ・地区内で公園の配置が偏在しており、身近な公園が不足している地域がある。
②地区目標	地区の防災性の向上と玉川上水・神田川等の緑と水の地域資源を生かしたまちづくりにより、安全でうるおいのある環境づくりを進める。

③基本方針	○緑と水の保全 ・営農への支援等による農地の保全 ・玉川上水の保全 ・神田川の自然性の向上などの環境整備 ○緑化の推進 ・接道緑化に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・公園などの拠点施設周辺における沿道部の緑化の推進 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と地域の核となる公園・身近な公園の整備 ・借地公園の公有地化 ・老朽化した公園のリニューアルによる再生 ・回遊ルートの整備推進 ・ポケットパーク等の整備及び管理
--------------	--

【中心市街地としての活性化と緑の環境整備を図るゾーン】

◆三鷹駅前エリア（約 33 ha）	
①特性	・最も緑が少ない地区で、農地・草地在存在していない。 ・地区の一人当たりの公園面積が、市全体値より下回っている。 ・公園数が少なく、また、地区の核となる公園、身近な公園が共に不足している。
②地区目標	再開発事業における“子どもの森”の創出など、中心市街地としての活性化とともに緑の環境づくりを進める。
③基本方針	○緑と水の保全 ・玉川上水の保全 ○緑化の推進 ・接道緑化及び屋上緑化等に対する支援の推進などによる宅地内緑化の推進 ・接道緑化及び屋上緑化など多様な緑化による緑の創出 ・市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化 ○公園等の整備 ・まとまった規模を有する公園の充実と地域の核となる公園・身近な公園の整備 ・協同建替えなどのまちづくり事業と連携した公園やポケットパークの設置 ・玉川上水を生かした緑の小ひろばの活用 ・屋上や壁面などを含めた屋外を活用した緑の空間の創出、多様な利用が可能な広場の整備 ・回遊ルートの整備推進

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備	134
2 計画の進行管理	136

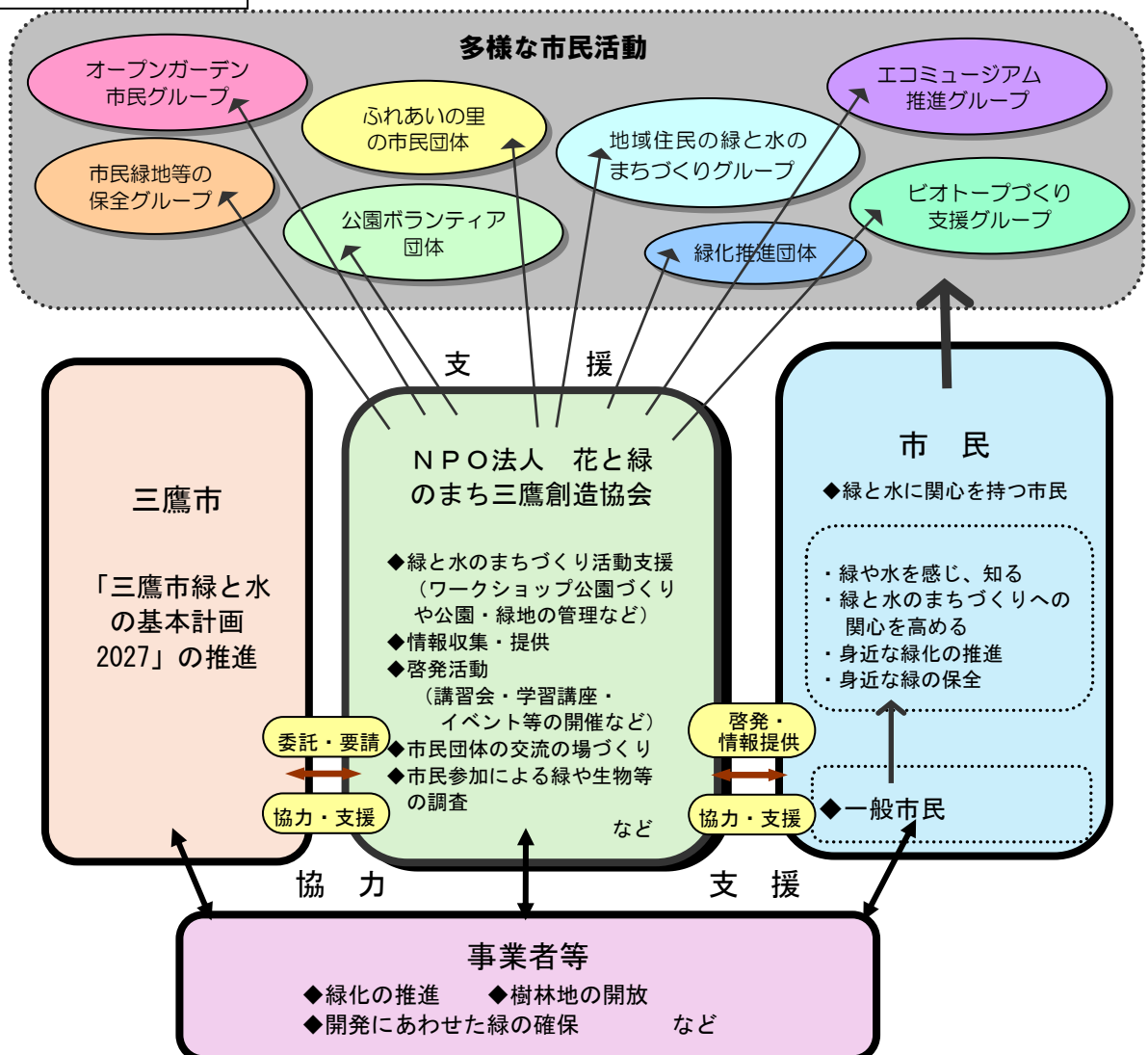
1 推進体制の整備

(1) 協働体制の整備

「緑と水の公園都市」を実現していくためには、市民、事業者・関係団体等、市が協働して、緑と水の保全・創出に取り組んでいく必要があります。また、今後さらに、公園やビオトープの整備、公園や緑地の管理、地域緑化運動、遊び場広場における遊びのサポートなど、さまざまな場面において市民参加ができるようにしていく必要があります。

平成21年に設立された「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」を中心として、多様な市民参加に対しきめ細やかに対応を行い、協働領域の拡大に向けた実現可能かつ持続可能な体制の整備をより強固に進めていきます。また協働に際して、若年層の参加を促す取り組みを検討します。

協働体制のイメージ例



（２）横断的な庁内体制の強化

本計画を推進していくためには、公園の整備に加え、市の整備するあらゆる施設における緑やアメニティ空間の確保、農地や樹林の保全、歴史・文化遺産の保存・活用、景観づくりの支援・誘導、市民活動への支援など、多方面の分野について一体的かつ総合的に取り組んでいく必要があり、市内部での横断的な推進体制が不可欠となります。

今後も総合的な行政力を発揮する体制づくりを強化し、計画的な事業展開を進めていきます。

（３）関係機関、事業者等との連携の強化

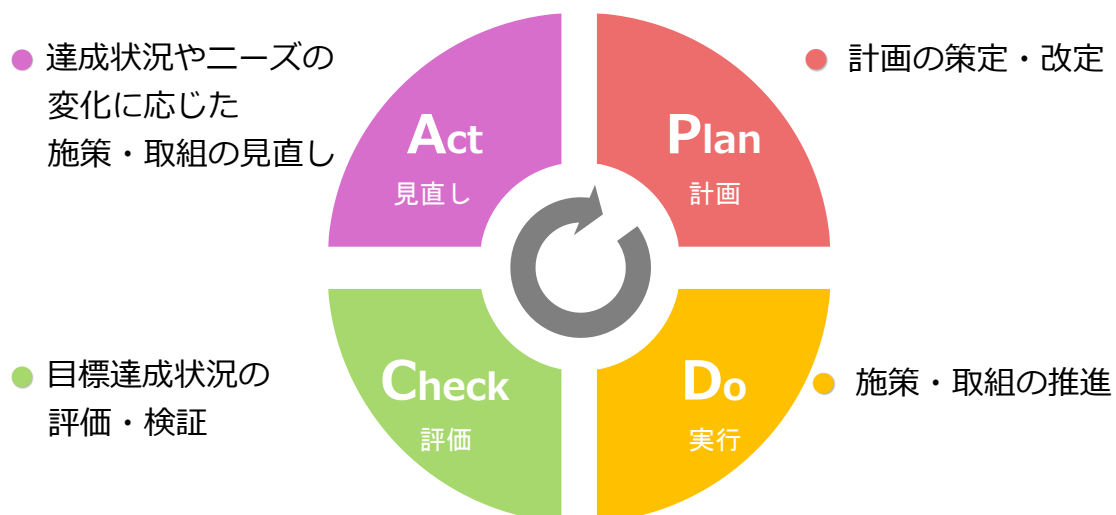
緑や水は、広域的にネットワーク化されることにより、生物の生息域の拡大やゆるやかな大気の流れをつくり、ヒートアイランド現象を緩和する風の通り道を提供することなどが期待されます。また、河川や玉川上水・国分寺崖線といった他の区市にもまたがる緑や水の保全・整備などは、東京都や近隣区市と連携しながら取り組む必要がある課題でもあります。これまでもこうした課題については、東京都や近隣区市からなる協議会や連絡会を設置し対応を図ってきましたが、今後もこれらの組織を活用しながら連携を深め、協働による取り組みを推進していくものとします。

さらに、国立天文台や国際基督教大学などの緑の保全、沿道の事業所や宅地の緑化、農地の保全・活用などの点においては、市民や事業者、関係機関等との連携を欠かすことができません。本計画の実現に向け市が調整役を果たしながら、総合的な行政展開がより推進されるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

効率的・効果的な事業展開を図っていくためには、事業実施により得られた成果や効果を点検・評価し、必要な見直しを行っていく必要があります。「計画→実行→点検・評価→見直し」のサイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。また、三鷹市基本計画の策定・改定時期にあわせて計画の見直しを行い、検証の結果を計画に反映させていきます。

《PDCA サイクルのイメージ》



資料編

1	緑地保全地区等の保全計画	138
2	用語説明	141

1 緑地保全地区等の保全計画

勝淵神社特別緑地保全地区 保全整備計画書（概要）

〔既指定地〕平成 11 年 2 月 10 日

① 全計画の目的

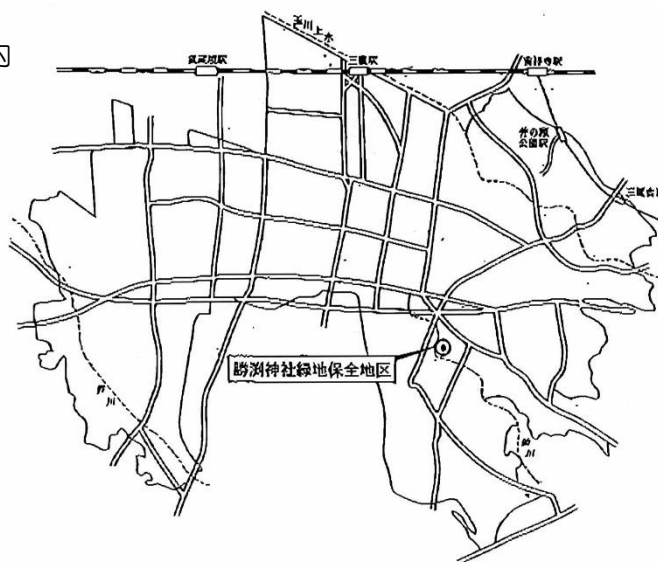
勝淵神社特別緑地保全地区は、三鷹市の南西部「丸池の里」に位置し、丸池公園や神社の後背地となる雑木林公園など、市街地に存在する良好な緑地環境を形成しているため、都市緑地法に基づいて指定された特別緑地保全地区である。

② 位置及び面積

●所在地：

東京都三鷹市新川三丁目地内

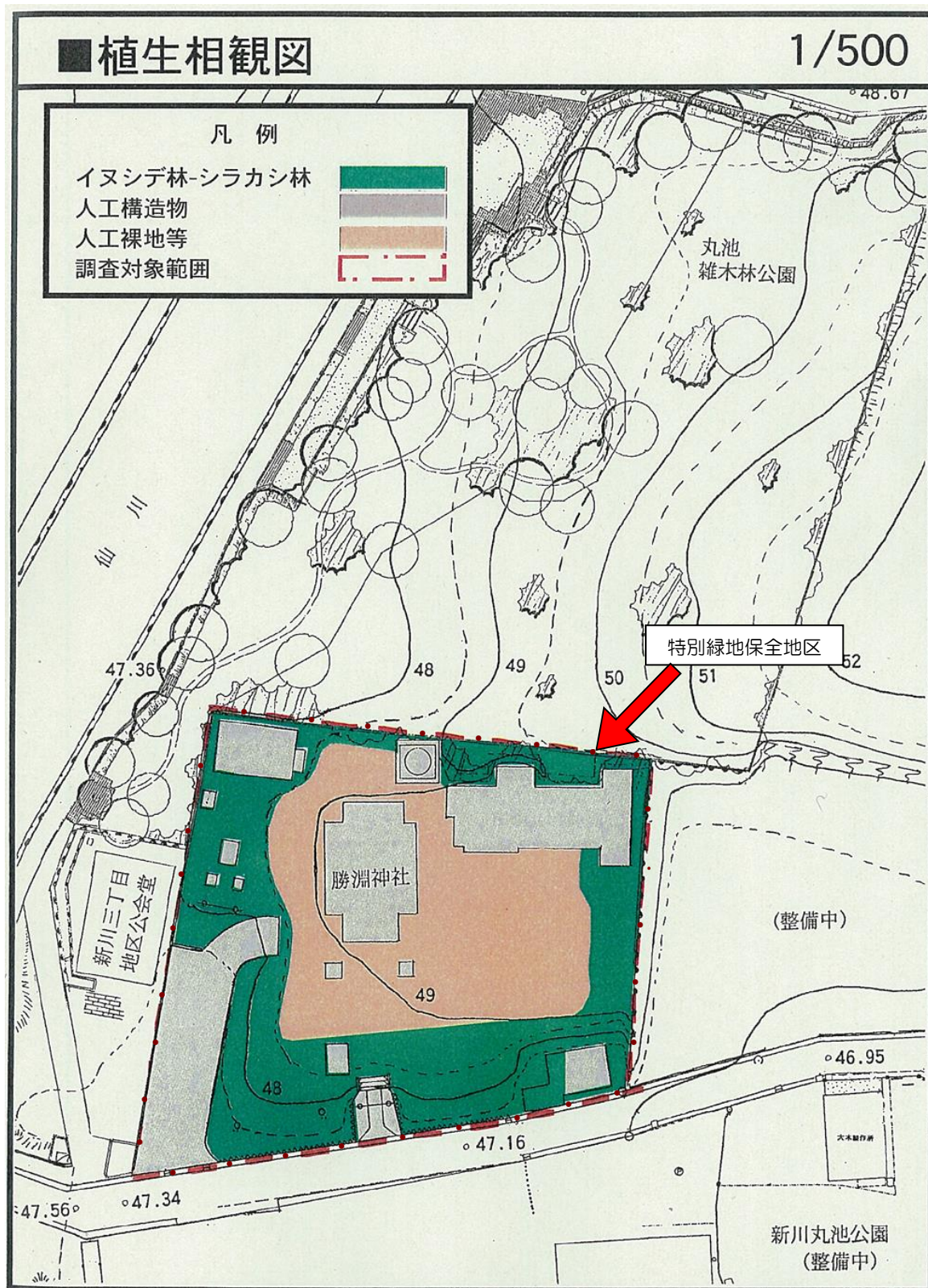
●計画面積：0.2ha



③ 保全・整備方針

- 当該緑地は高木によってその景観や存在意義が形成されているため、高木に対する保全措置、諸対応を基本とする。
- 将来にわたって、高木類を良好な状態で維持させるため、踏圧に留意するほか基盤となる地形の保全を図る。
- 周辺の緑地と一体的な空間となっており、貴重な緑地空間を創出する一部として、また良好な生態的空間として機能しているため、これらの機能を保全する。
- 歴史ある神社としての機能や役割を妨げないものとする。
- 基本的な管理は神社に委ねるが、市は必要に応じて神社と協議の上、適切な維持管理対策をとる。

④植生相観図



保全整備計画書（平成 12 年 2 月）より

⑤保全・整備のための計画

●保全に関する事項

- ・当該緑地は主として高木類によって形成されているため、将来にわたりこれを保全する。
- ・高木類は病虫害や踏圧等により衰弱しないよう留意する。
- ・神社正面入り口付近の林床部は、景観的にも配慮した植栽となるよう協力を求める。

●施設整備に関する事項

- ・将来的に周囲の公園が整備され、一体性が高まると公園利用者が多く神社境内に流入することが考えられる。それにより樹木に踏圧による影響が出る恐れがあるため、必要に応じて保全のための対策を市と神社が協議し、法令に基づく手続きを行う。
- ・敷地境界線には境界石を設置するとともに、敷地内に特別緑地保全地区の案内標識を設置する。敷地境界に管理柵等の設置が必要となった場合は、市と神社が協議のうえ、法令に基づく措置を講じる。
- ・神社への流入者の増加に伴い、神社施設や樹木へのイタズラの発生が懸念されるため、必要に応じて市と神社はイタズラされにくい環境づくりや対策を検討していく。
- ・新たに照明設備等を設置する場合は、生態系に配慮した上で設置する。

●管理に関する事項

- ・基本的に自然遷移に委ね、市は常駐的な管理は行わない。神社は従来どおりの管理を行う。
- ・高木類に病虫害やイタズラによる傷等により、樹勢の低下が見られた場合は、市と神社が協議の上、適切な対策を行い、樹勢の維持回復に努める。
- ・高木の枯死等により、保全緑地として意義や景観が損なわれる恐れがある場合は、神社と協議の上、樹種を検討し補植する。
- ・低木類については、周辺緑地と市民との調和が保たれ、景観が損なわれないよう協力を求める。
- ・良好な緑地の状態を保持するため、市は必要に応じて緑地診断を行う。
- ・管理柵や案内板等が設置された場合は、市は定期的な保守点検を行う。

2 用語説明

【あ】

○雨庭（あめにわ）

地表に降った雨水を集め、ゆっくりと浸透させる機能を持った植栽空間。表面貯留機能による雨水流出抑制と雨水浸透機能による健全な水循環の形成が期待されている。レインガーデンとも呼ばれる。

○インクルーシブ遊具

障がいの有無、年齢、性別、言語、能力等、さまざまな個性や感性を持った人々が、分け隔てなく一緒に楽しさを共有し、遊べるように設計された遊具。

○雨水貯留浸透施設

雨天時における河川への放流抑制と地下水の涵養を図るため、雨水の貯留機能と地下への浸透機能を兼ね備えた設備。

○エコミュージアム

伝統的な博物館とは異なり、人々が生活する一定の空間すなわち地域を「博物館」として捉え、現地で歴史・文化・自然などに関わる遺産を展示し、当該施設の発展に寄与することを目的とした新しい概念の博物館。その運営は、市民の参画を原則としている。三鷹市では、「三鷹まるごと博物館」事業として行われ、大沢の里地区周辺をエコミュージアムのモデル事業として推進し、「三鷹市緑の水の基本計画 2027」でも、回遊ルート整備計画の中で、三鷹まるごと博物館関連ルートを設定している。

○オープンガーデン

イギリスで生まれたもので、個人の庭を一般の人に鑑賞してもらうために開放したもので、庭を楽しむ人たちの交流の場となっている。

【か】

○街区公園

都市計画公園の種別の一つで、主として街区内に居住する人々の利用に供することを目的とする公園（誘致距離 250m）。

○環境配慮制度

「三鷹市まちづくり条例」に基づき、市内で開発事業を行う事業者に対して、環境配慮を要請する制度。対象となる事業者は、開発事業を行う際の環境保全等の対策について市が定めた指針（環境配慮指針）に基づいて、環境との調和を図り、環境の負荷を少なくすることが求められる。

○環境用水

水質の改善や平常時における水量の確保のため、河川や水路などに流される下水処理水や地下水などの水。

○近隣公園

都市計画公園の種別の一つで、主として近隣に居住する人々の利用に供することを目的とする公園（誘致距離 500m）。

○グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決（豊かな生活空間づくりや災害への備え）に活用しようとする考え方。

○景観行政団体

景観法に基づく景観行政を担う主体。景観行政団体になることで景観計画の策定や景観計画区域等を定めることができ、良好な景観の形成に関する施策を推進することができる。

なお、指定都市及び中核都市以外の市町村については、都道府県と協議・同意を得た後、景観行政団体となることができる。

○景観計画

景観法に基づき良好な景観の形成に関し規制のあり方を明確にする計画。

○景観重点地区

特に三鷹らしい景観づくりに重要となる地区。地区ごとの特性に応じた景観づくりの基準を定めている。

○建築協定

土地の所有者や借地権者等が、一定の区域を定めて、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準について締結する協定。

○公園カルテ

市内の主要な 36 箇所の公園についての概要、特徴、防災の役割、写真及び地図等を記載した冊子。カルテ作成にあたり市民と公園まち歩きを行っている。

○公園ボランティア制度

5人以上の市民ボランティア団体が、公園ボランティアとして道路や公園等の美化活動などの日常的な維持管理を行う場合に、清掃用具を支給する制度。

○コミュニティ・ガーデン

地域の共有の庭として公共施設などを利用し、市民参加により緑化から管理運営までを行い、地域の緑をつくり育てるもの。

【さ】

○自然環境保全地区

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき指定される地区で、特に自然環境を守ることが必要な一定規模以上の住区隣地、水辺地、傾斜地などが指定される。一定期間について、環境を破壊するような行為が禁じられるが、維持費用の一部が助成される。

○児童遊園等世話人制度

市立の公園緑地の適正な管理運営を図るため、日常的に公園を見守るとともに、施設の異常箇所等の発見・通報など、施設管理の補助的な役割を地元住民が行う制度。

○市民農園

レクリエーションなどの余暇活動として、市民が農作物を栽培することができるよう設置された農園。市民農園整備促進法に基づくものと任意のものがある。

○市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。（都市緑地法第 55 条）

○市民緑化

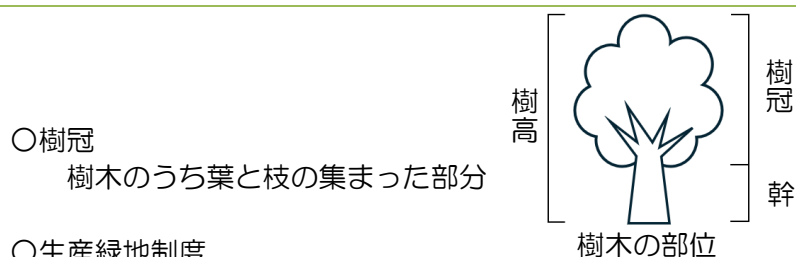
市民等で構成する団体が区域を定めて緑化を行う活動。5人以上のグループが、接道部においてプランターなどを利用して行う花植え活動に対し、緑化用品の支給による支援が行われている。

○市民緑化推進委員会

植樹、草花の植栽及び管理等の実践活動を通じて、緑豊かでうるおいのあるまちづくりに参加することを目的に設置されたもので、住民協議会の代表や緑の専門家などで構成されている。花いっぱい運動の推進や啓発、緑の情報の普及に関する活動を行っている。

○社寺林

神社や寺院の境内に存在する森や林。鎮守の森と俗称され、地域を象徴する緑として機能している。



○生産緑地制度

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために、市街化区域内の農地、採草放牧地、森林、池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園緑地などの公共施設等敷地の土地として適しているものを、都市計画法に基づく地域地区として指定する制度。当該地区に対しては、建築等の制限が課せられるとともに、税の優遇措置が講じられる。また、当該地区は、営農を条件としているが一定の要件の下で買取りの申出ができることとされており、この場合は地方公共団体等が他に優先して買取りができることとなっている。

○生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

生態系の多様性とは、東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、釧路や尾瀬の湿原、大小の河川など、各地にいろいろなタイプの自然があることを示す。種の多様性とは、日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、いろいろな動物・植物が生息・生育しているという状況のことを示す。遺伝子の多様性とは、同じゲンジボタルでも中部山岳地帯の西側と東側では発光の周期が違ったり、アサリの貝殻の模様が千差万別なことなどを示す。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして何より、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、多様でつりあいのとれた生物の多様性が維持されていることが重要である。

○緑化助成制度

接道部、建物屋上又は壁面の緑化を行おうとする場合に、必要な経費の一部を助成する制度。

○雑木林

自然林が災害や伐採等によって破壊された後に、萌芽や実生によって再生した林（二次林）のうち、スギやヒノキ等の用材林を除いた樹林。雑木林は、薪炭材の供給源や落ち葉の堆肥化など、人々の生活と共に成立してきたものであり、一般的に武蔵野の雑木林と言われるクヌギ、コナラの薪炭林は、その典型である。

【た】

○多自然型工法

動植物の様々な生態の保全・創出に配慮し、瀬や淵など変化のある水辺環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置など工夫を施した工法。

○地区計画

都市計画法に基づき、市街地の良好な環境形成を図るため、一定の地区を単位として公園等の配置や建築物の造り方について、住民の意向をもとに定める制度。

○透水性舗装

雨水等の表流水の流出抑制と地下水の涵養を図るため、地下に雨水が浸透できるような構造や材質を使用した舗装のこと。

○特別緑地保全地区

良好な都市環境を確保するために必要な樹林地、草地、水辺地、岩石地など、自然環境を形成している土地について定める都市計画法に基づく地域地区の一つ。地区内において定

められた一定の行為を行おうとするときは、都道府県知事の許可が必要となっている。

○都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

【は】

○花いっぱい運動

市民参加によるコミュニティ・センターや街角のフラワーポットなどの花植えを行う活動。

○ヒートアイランド現象

市街化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などによって、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。等温線を描くと、温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれている。

○ビオトープ

自然の状態では多様な動植物が生息する環境、生息空間。

○風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要である良好な自然的景観を形成している土地の区域について定める。

○萌芽更新

伐採した切り株から伸びてくる新たな芽を育て、樹木として仕立てて更新する方法。雑木林においては、15年程度ごとに伐採と萌芽更新を繰り返し、伐採木は薪炭として利用していた。

○保存樹木・保存樹林

自然環境の保全、美観及び風致を維持するために、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき、一定規模以上を有する樹木、樹林、並木について指定するもので、維持費用の一部が助成される。

【ま】

○Machikoe（マチコエ）

「市民参加でまちづくり協議会」の愛称。三鷹市基本構想の改正や第5次三鷹市基本計画の策定に向け、市民と一緒に魅力と活力のある三鷹を目指すための新たな取組として、令和3年度に設置し、令和5年12月末日まで活動を行った。公募等で集まった市民ボランティアである協議会メンバーが、テーマ別の部会・グループに所属し、様々な手法を用いてまち（市民）の声を聴き、部会・グループでのディスカッションを通して、未来に向けたまちづくりのアイデアの提案を行っている。

○三鷹市緑化基準

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき定められた公共施設・民間施設における緑化の目標、方法等に関する基準。

○三鷹まるごと博物館

三鷹のまちなみを「まるごと」博物館と捉え、地域に根差した文化遺産を再発見し、緑と水の公園都市三鷹の歴史的背景を知り、文化・自然遺産の保存・活用を図る市民協働による活動。

○緑と水の環境整備重点地区

「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき指定される地区で、緑と水の環境整備を重点的に推進する必要が認められる地区について指定する。本計画の策定時点では、大沢、牟礼、丸池の三つの「ふれあいの里」が指定済みであり、北野の里（仮称）の指定を予定している。その他の地区への指定も順次検討していく。

○緑の協定

良好な環境を確保するため、「三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例」に基づき、民有地における緑地の配置や面積などについて、市長と市民又は事業者が締結する協定。

【や】

○屋敷林

主に孤立して存在する農家等において、防風、防火、防塵、防雪ならびに自家用の燃料、堆肥等用として、屋敷の周りに植栽された樹林。関東平野では武蔵野のケヤキなどが代表的な例であり、それぞれ独特の地域景観を作り出している。

○ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、全ての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすもの。

【ら】

○緑地保全地域（都市緑地法）

無秩序な市街地化の防止又は公害・災害の防止のため適正に保全する必要がある相当規模の緑地、地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要がある相当規模の緑地を対象に、都市計画法の地域地区の一つとして定められる。地域内において法律に定められた一定の行為を行おうとするときは、都道府県知事への届出が必要となっている。

○緑地保全地域制度（東京都条例）

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都条例）に基づき指定される地域で、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域。地域内において条例に定められた一定の行為を行おうとするときは、都知事の許可が必要となっている。

○緑被率

樹林地、草地、農地、屋上緑化といった直接的に地表面が植物で覆われている緑被地の合計が、単位面積に占める割合。

○緑地協定

良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき土地所有者などが結ぶ緑化に関する協定。

○緑化地域

都市計画において定める区域の一つで、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある区域について決定する。緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度が定められる。

三鷹市緑と水の基本計画2027
～緑と水の公園都市をめざして～
令和7年3月

発 行 三鷹市
事務局 三鷹市都市整備部緑と公園課
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
電話 0422-45-1151 （内線）2835



三鷹市

緑と水の公園都市

三鷹市 と の
基本計画2027

緑と水の公園都市を目指して

令和7年3月

三鷹市都市整備部緑と公園課

表紙：大沢の里 裏表紙：北野公園